

# 兵庫県公立大学法人顧問等に関する規程

## (趣旨)

**第1条** この規程は、兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）の法人顧問等の任命等に関し必要な事項を定める。

## (法人顧問等)

**第2条** 法人に、法人顧問を置くことができる。

- 2 兵庫県立大学（以下「県立大学」という。）に県立大学顧問を置くことができる。
- 3 芸術文化観光専門職大学（以下「専門職大学」という。）に専門職大学顧問を置くことができる。

## (職務)

**第3条** 法人顧問は、法人の運営又は経営に関する重要事項について助言等を行う。

- 2 県立大学顧問は、県立大学の運営又は経営に関する重要事項について助言等を行う。
- 3 専門職大学顧問は、専門職大学の運営又は経営に関する重要事項について助言等を行う。

## (任命)

**第4条** 法人顧問は、法人の理事長又は副理事長であった者のうちから、理事長が任命する。

- 2 県立大学顧問は、法人の役員または県立大学の学長若しくは副学長であった者のうちから、県立大学長の申出に基づき、理事長が任命する。
- 3 専門職大学顧問は、法人の役員または専門職大学の学長若しくは副学長であった者のうちから、専門職大学長の申出に基づき、理事長が任命する。

## (任期)

**第5条** 顧問の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

## (報酬)

**第6条** 顧問は、無報酬とする。

## (補則)

**第7条** この規程に定めるもののほか、顧問の任命等に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。